

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分並びに同年〇月〇日付けでした療養補償給付を支給しない旨の処分をそれぞれ取り消すとの裁決を求めることにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に採用され、B所在の同社C営業所において広告関係の営業業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、社用の自動車で顧客先に向かっていたところ、道路脇の駐車場からバックで飛び出してきた普通自動車に衝突され（以下「本件事故」という。）、フロントガラスで頭を打ち、ハンドルで胸を打つなどして負傷した。請求人は、直ちにD病院に救急搬送され、「頸椎捻挫、頭部打撲、胸部打撲、腰部打撲」（以下「旧傷病」という。）と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後、障害補償給付を請求したところ、監督署長は平成〇年〇月〇日付けで、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級表上の障害等級第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

また、請求人は、平成〇年〇月頃、自宅で床に置いてある袋を持ち上げるため、立ったまま腰をかがめた瞬間に頸部から肩にかけて激痛が走り、旧傷病が再発したとして、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分をした。請求人はこれらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、いずれも棄却

され、再審査請求をしたが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれらを棄却している（平成23年労第571号、同年労第572号事件）。

その後、請求人は、平成〇年〇月中旬頃にも、自宅で本の入った段ボール箱を持ち上げた際、頸部から両肩、両腕の痛みが生じたとして、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分をした。請求人は審査官に審査請求をしたが、棄却され、再審査請求をしたが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却している（平成26年労第295号事件）。

さらに、請求人は、平成〇年〇月下旬頃、自宅で飲料水の入った段ボール箱を持ち上げようとした際、腰の痛みが増悪したとして、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分をした。請求人は審査官に審査請求をしたが、棄却され、再審査請求をしたが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却している（平成27年労第174号事件）。

本件は、請求人がE診療所に受診し、「外傷性脳損傷」（以下「本件疾病」という。）と診断され、本件疾病は本件事故によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、審査官に審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事認定

(略)

## 2 当審査会の判断

(1) WHO診断基準は、次のとおりである。

受傷後に

ア 以下の一つ以上

(ア) 錯乱又は見当識障害

(イ) 30分以内の意識喪失

(ウ) 24時間未満の外傷後健忘

そして/あるいは一過性の神経学的異常、たとえば局所神経徴候、けいれん、手術を要しない頭蓋内病変

イ 外傷後30分の時点、あるいはそれ以上経過している場合は急患室到着の時点で、グラスゴー昏睡尺度得点は13点～15点

当審査会としても、MTBIに該当するか否かについては、WHO診断基準によることが妥当であると判断する。

(2) F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人に発症した疾病を本件疾病と診断した根拠として、不全四肢・軀幹麻痺、多発脳神経麻痺、膀胱直腸障害、高次脳機能障害を認めたことを挙げている。

しかし、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日D病院で撮像されている頭部MRIでは明らかな脳挫傷等の外傷性脳損傷と思われる所見は認められない。」と述べている。当審査会において、その他一件記録を精査するも、請求人に外傷性脳損傷の存在をうかがうことのできる画像等の客観的所見は確認できない。

請求人は、本件事故後の意識障害はWHO診断基準を満たしている旨を主張するが、請求人は、本件事故後一瞬意識を失ったものの、すぐに気が付いて自ら車外に出たとし、事実、搬送先の病院で事故状況について詳細に説明しており、この点、H医師も、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「請求人には、本件事故時に、錯乱、見当識障害その他の意識障害は認められない。」との所見を示している。こうした事情からみて、当審査会としても、請求人に本件事故後意識障害が生じていたと認めることはできないものであり、さらに、一件記録を精査するも、本件事故後請求人に意識喪失、外傷後健忘、一過性の神経学的異常が生じていたとも認められないことから、WHO診断基準を満たして

いないことは明らかであり、本件事故により請求人にMTBIが生じていたとは認められない。

(3) したがって、本件疾病は、本件事故によるものとは認められず、業務上の事由によるものであるとは認められない。

3 以上のおりであるので、本件処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。